

ID: 308

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	特別観覧の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市香月泰男美術館条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第169号		
【根拠条文】 (特別観覧料) 第8条 美術館に展示し、又は保管している美術作品等を熟覧、模写、模造又は撮影等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者は、別表に掲げる基準額に相当する額の特別観覧料を納入しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 長門市香月泰男美術館条例施行規則第2条			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日